

■背景

新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指して、令和6年7月に政府行動計画が改定された。また、政府行動計画を踏まえて、令和7年1月に県行動計画が改定された。

これらを踏まえて、令和7年度中に、本市の新型インフルエンザ等対策行動計画を改定する。

■検討体制

●新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第3項、第8条第7項、同条第8項

行動計画を作成（変更）しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

川越市新型インフルエンザ等対策庁内推進会議

委員長 保健医療部長
副委員長 保健所長
委員 関係課長等

●川越市新型インフルエンザ等対策庁内推進会議要綱
第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。
(4) 川越市新型インフルエンザ等行動計画に係る計画
案の作成及び変更に関する事務

意見聴取



専門的意見

感染症に関する専門的な知識を有する者

- ・川越市医師会から推薦（深田クリニック 深田弘幸先生）
- ・埼玉医科大学総合医療センターから推薦（岡秀昭先生）

【令和7年度 3回意見聴取予定】

①素案への意見（7月） ②原案への意見（10月） ③改定案への意見（2月）

付議：改定原案 ※令和7年11月予定

庁 議

行動計画の対策項目の拡充

改定前（６項目）	改定後（１３項目）	主な内容
①実施体制	①実施体制	実践的な訓練の実施，行動計画等の作成や体制整備・強化，国及び地方公共団体等の連携の強化，新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置，迅速な対策の実施に必要な予算の確保，基本となる実施体制の在り方，緊急事態措置の検討等について
②サーベイランス・情報収集	②情報収集・ <u>分析</u>	実施体制，人員の確保，リスク評価，情報収集・分析から得られた情報の公表
	③サーベイランス	実施体制，平時に行う感染症サーベイランス，人材育成（研修の実施），DXの推進，感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表，リスク評価，感染症のリスク評価に基づくサーベイランス手法の検討，感染症対策の判断及び実施
③情報提供・共有	④情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>	新型インフルエンザ等の発生前における国民等への情報提供・共有，情報提供・共有について，双方向のコミュニケーションの実施
	⑤ <u>水際対策</u> ※	水際対策の実施に関する体制の整備，国、都道府県との連携
④予防・まん延防止	⑥まん延防止	新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等，国内でのまん延防止対策の準備，まん延防止対策の内容
	⑦ <u>ワクチン</u> ※	研究開発，ワクチンの接種に必要な資材，ワクチンの供給体制，接種体制の構築，情報提供・共有，DXの推進，接種体制，ワクチンの接種に必要な資材，ワクチンや必要な資材の供給
⑤医療	⑧医療	基本的な医療提供体制，予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備，研修や訓練の実施を通じた人材の育成等，県連携協議会等の活用，医療提供体制の確保等，相談センターの整備，新型インフルエンザ等に関する基本の対応，時期に応じた医療提供体制の構築
	⑨ <u>治療薬・治療法</u> ※	治療薬・治療法の研究開発の推進，抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）
	⑩ <u>検査</u> ※	検査体制の整備，訓練等による検査体制の維持及び強化，検査実施状況等の把握体制の確保，研究開発支援策の実施等，検査手法の確立と普及，研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及，診断薬・検査機器等の調達・供給に係る調整，リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し
	⑪ <u>保健</u> ※	人材の確保，業務継続計画を含む体制の整備，研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築，保健所の体制整備，DXの推進，地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション，有事体制への移行準備，住民への情報提供・共有の開始，新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応，有事体制への移行，主な対応業務の実施，感染状況に応じた取組
	⑫ <u>物資</u> ※	感染症対策物資等の備蓄等
⑥国民生活・経済	⑬市民生活・経済	情報共有体制の整備，支援の実施に係る仕組みの整備，物資及び資材の備蓄，生活支援を要する者への支援等の準備，火葬体制の構築，遺体の火葬・安置，住民の生活の安定の確保を対象とした対応，社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

※新規追加となるもの又は独立した項目として大幅加筆されたもの。
 なお、②④のように内容的に要素が追加された項目あり。

川越市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定のポイント

- (1) 県行動計画を踏まえ改定
 - ・「3つの時期区分（準備期・初動期・対応期）」×「13の対策項目」について規定
 - ・平時の備えを充実し、訓練等を通じて平時から顔の見える関係を構築
- (2) 感染症に関する専門的な知識を有する者からの意見を踏まえ改定
- (3) 新型コロナ対応における取組の振り返りを踏まえ改定
 - ・令和7年3月に、全庁の新型コロナ対応における取組を振り返り、総括する「川越市における新型コロナウイルス感染症対応報告書」を作成

実効性確保の取組

「R6第2回埼玉県感染症
対策連携協議会」資料より

(1)多様な主体の参画による実践的な訓練(埼玉版FEMA)の実施

- ・全てのステークホルダーが不断に訓練を実施し、関係機関同士の強固な連結を推進
- ・関係機関の連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等の確認を行うことにより、感染症有事の際の迅速な体制の移行及び感染症対策の実行に寄与

(2)定期的なフォローアップと必要な見直し

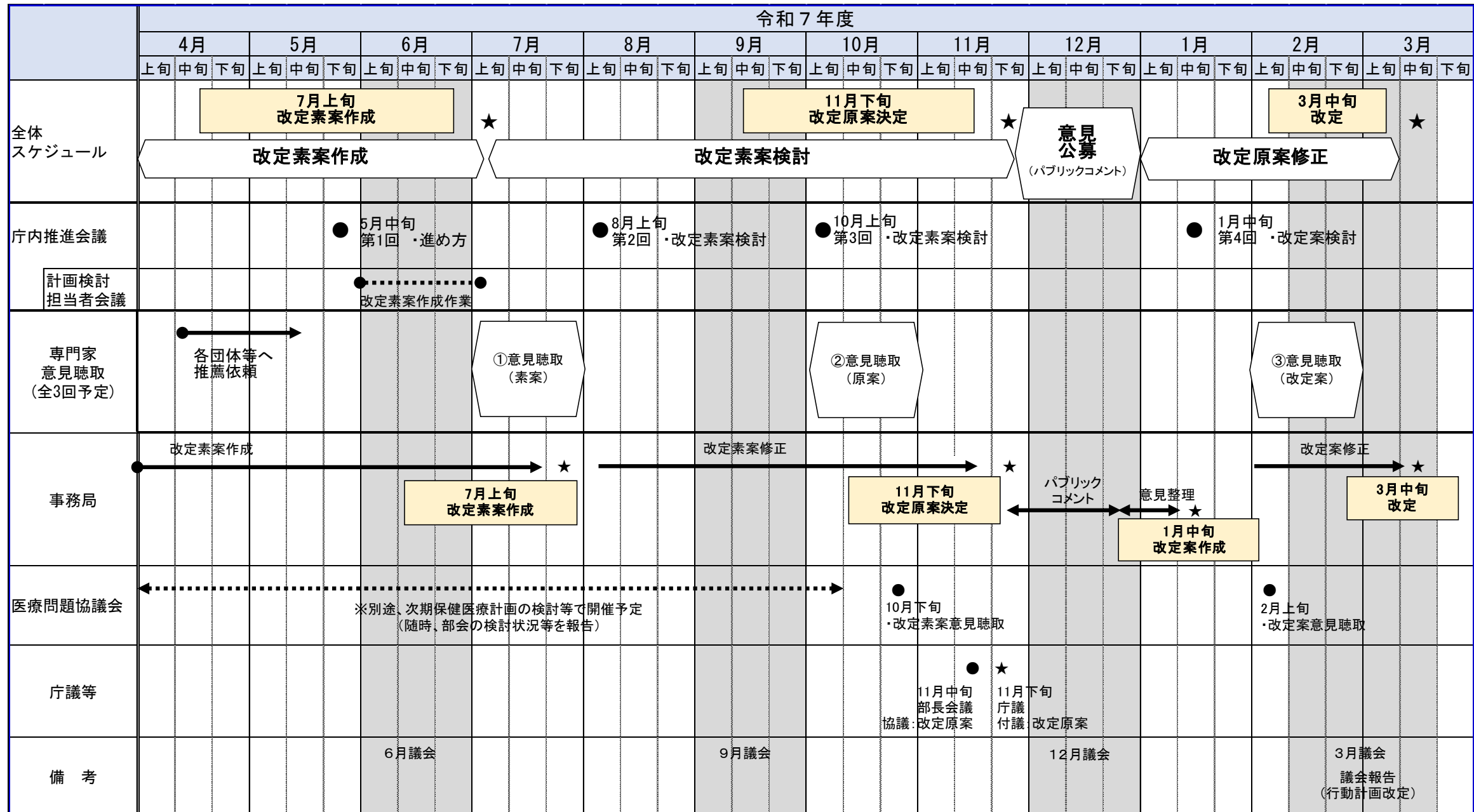
- ・行動計画に基づく取組等について、埼玉版FEMAの訓練を実施するとともに、連携協議会の意見を聴きながら、毎年度定期的なフォローアップと取組状況を見える化
- ・毎年度のフォローアップを通じた取組の改善、新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに県行動計画を改定

【参考】

県計画における実効性確保の取組

- ・本市も埼玉版FEMAに参加
(令和6年度～)
- ・定期的なフォローアップと見直し
→連携協議会に参加
(令和5年度～ 委員：保健所長)
→県行動計画が改訂された際には、市行動計画も見直し

川越市新型インフルエンザ等対策行動計画改定のスケジュール



感染症予防計画と新型インフルエンザ等対策行動計画②

1.根拠法と特徴

(1) 感染症法 ⇒ 予防計画

- 【法】・感染症の**予防**及び感染症の患者に対する**医療**について必要な措置を規定
・感染症の発生予防及びまん延防止による**公衆衛生の向上及び増進**を図る

- 【計画】・**平時から発生・まん延を防止し、有事に備える体制**（医療提供体制・検査体制・宿泊療養体制 等）を整える

(2) 新型インフル特措法 ⇒ 新型インフル行動計画

- 【法】・急速にまん延するおそれのあるリスクの高い感染症に対し、**迅速な初動対応のための体制や、経済社会全体にわたる総合的な対策**を統一的に講じるために必要な措置を規定
・**国民の生命及び健康の保護、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化**を図る

- 【計画】・**新型インフルエンザ等感染症等を対象に、対策項目ごとに時系列別の対応を規定し、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた総合的な対策について定める。**

2.対応する感染症、規定する措置の範囲

